点 呼 の 実 施 と 記 録

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車にその日はじめて乗務しようとするとき、また１日の乗務を終了したときは、運行管理者はその都度必ず対面（やむを得ない場合を除く）により点呼を行わなければなりません。

そして、点呼内容は種々細目が定められていますので、運行管理者はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載して１年間保存しておく義務があります。

１．点呼の実施要領

Ａ．点呼実施のタイミング

乗務前の対面点呼は、運転者が乗務前の日常点検を実施した後の出発前に、乗務後の対面点呼は運転者が運行終了後、所定の位置に車両を格納した後すみやかに行います。また、乗務前・後の点呼がいずれも対面で行えない場合は、中間点呼（Ｅ項参照）を実施しなければなりません。

なお、酒気帯びの有無の確認は、運転者の状態を目視で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備え付けられたアルコール検知器を用いて行わなければなりません。また、「電話等」とは運転者と直接対話ができる「携帯電話」あるいは「広域業務用無線機（ＭＣＡ無線）」等によるものをいい、メールやファックス等会話が成立せず一方通行になりかねない方法は認められません。

Ｂ．点呼を実施する場所

営業所での点呼	下記のような勤務の場合は、乗務前点呼並びに乗務後点呼は営業所の定められた場所で行います。 ①日勤で所属営業所において出勤及び退社を行う場合 ②業務が継続して翌日にまたがっても宿泊せずに所属営業所に戻る場合
電話等による点呼 （やむを得ない場合）	下記のように、業務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後いずれも対面で行えない点呼の場合は、電話その他の方法により行います。 ①所属営業所から出発し、行先地に宿泊する場合 ②行先地から所属営業所に戻る場合 ③行先地からそのまま再び他の行先地に移動する場合（中間点呼を含む。） ④乗務前点呼と乗務後点呼の移動の間に該当する場合 ⑤乗務の終了地又は開始地が、所属営業所以外の営業所である場合 なお、車庫と営業所が離れているとか、早朝・深夜等のため点呼執行者が出勤していない場合などは「やむを得ない場合」には該当しません。

Ｃ．点呼の主な内容

点呼時の確認内容は次の事項です。「酒気帯びの有無」とは、道路交通法施行令第 44 条 3 に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/ml以上であるかを問いません。また、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等も確認することが必要です。

乗務前の対面点呼	①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認

乗務前の対面点呼	③日常点検の実施とその確認 ④運行指示書の必要な運行の場合は、運行指示書による指示 ⑤安全を確保するため必要な指示（運行記録計を備えた車両については、記録紙の装着を運転者に行わせます。）
乗務後の対面点呼	①酒気帯びの有無 ②自動車の状態 ③道路及び運行の状況 ④他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対し通告した内容（自動車及び運行状況など）の報告 ④乗務記録（運転日報）記載を確認し、また運行記録計を備えている車両については記録紙を提出させます。
乗務途中の点呼（中間点呼）	①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労その他の理由により安全な運行ができないおそれの有無の確認 ③安全を確保するために必要な指示

Ｄ．泊を伴う運行の点呼実施例
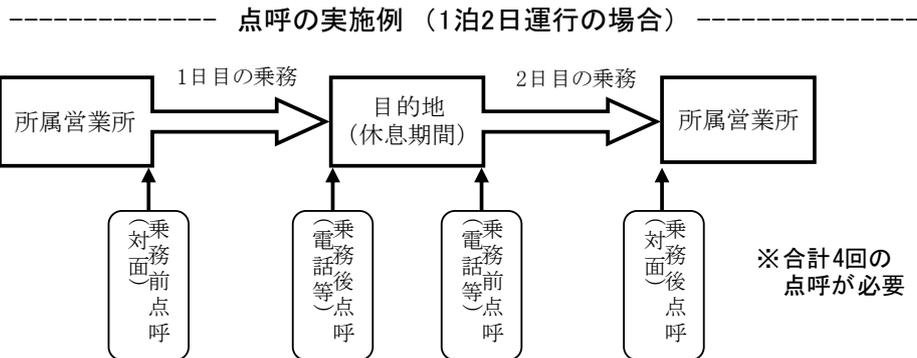
Ｅ．２泊３日運行以上における中間点呼の実施

２泊３日運行のように、乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない２日目の乗務の運行のときは、電話等により、乗務前・乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中において少なくとも１回、点呼を行うことが義務付けられています。そして、このような運行の場合は、運行指示書（正・副）を作成し、運転者に適切な指示を行うとともに、運行指示書（正）を携行させなければなりません。
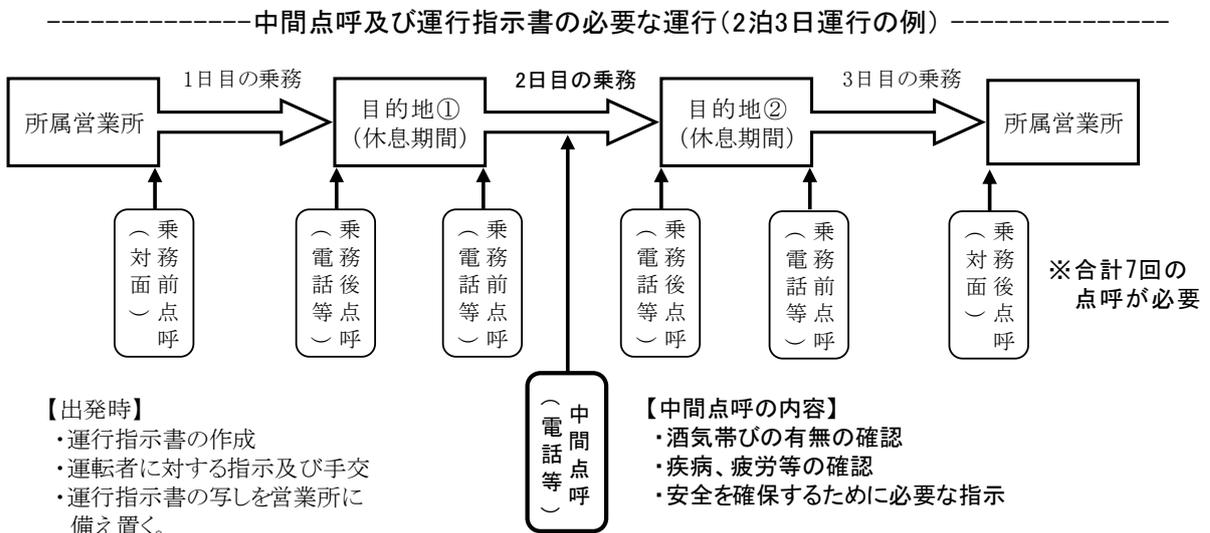
Ｆ．補助者の選任

一人の運行管理者が 24 時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを「補助者」としてあらかじめ選任し、運行管理者の指導監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が実施できる業務	①点呼の一部（少なくとも運行管理者が３分の１を実施しなければならない。） ②運行指示書に係わる資料作成及び運転者への伝達行為
補助者を選任する場合の留意事項	①運行管理者資格者証を取得しているか、基礎講習を受講している必要があります。 ②補助者は運行管理者の補助を行う者であって、運行管理者に代わって運行管理業務を行う者ではありません。 ③運転者が酒気を帯びていたり、疲労・疾病等により安全な運行をすることができない、あるいは無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反が確認されたなどの場合は、運行管理者に報告し指示を仰がなければなりません。 ④補助者の地位と職務権限は、運行管理規程で明確に規定しておく必要があります。また、運行管理者及び運行管理者補助者を明確にしておくよう、営業所内にそれぞれの氏名を掲示しておくことが望ましい。 【掲示例】 統括運行管理者　○○○○ 運行管理者　○○○○ 運行管理者補助者　□△□△ 運行管理者補助者　◇◇◇◇ 整備管理者　○□○□ 整備管理者補助者　△△△△ ⑤補助者の選任数は、運行管理の業務量を十分考慮した数であることが必要です。

【掲示例】

統括運行管理者	○○○○
運行管理者	○○○○
運行管理者補助者	□△□△
運行管理者補助者	◇◇◇◇
整備管理者	○□○□
整備管理者補助者	△△△△

2．点呼記録の内容

Ａ．記録すべき事項

点呼記録簿をもちいて、下記の事項をそれぞれ記録しておかなければなりません。

乗務前の対面点呼	①点呼執行者名 ②運転者名 ③運転者の乗務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる表示 ④点呼日時 ⑤点呼方法 イ　アルコール検知器の使用の有無 ロ　対面でない場合は具体的方法 ⑥酒気帯びの有無 ⑦運転者の疾病、疲労等の状況 ⑧日常点検の状況 ⑨指示事項 ⑩その他必要な事項

乗務後の対面点呼	①点呼執行者名 ②運転者名 ③運転者の乗務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる表示 ④点呼日時 ⑤点呼方法 　イ　アルコール検知器の使用の有無 　ロ　対面でない場合は具体的方法 ⑥自動車、道路及び運行の状況 ⑦交代運転者に対する通告 ⑧酒気帯びの有無 ⑨その他必要な事項
乗務途中の点呼 （中間点呼）	①点呼執行者名 ②運転者名 ③運転者の乗務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる表示 ④点呼日時 ⑤点呼方法 　イ　アルコール検知器の使用の有無 　ロ　対面でない場合は具体的方法 ⑥酒気帯びの有無 ⑦運転者の疾病、疲労等の状況 ⑧指示事項 ⑨その他必要な事項

B．点呼記録簿の様式

前記の記録要件を満たすため、下記の標準的な様式の点呼記録簿を使用することをおすすめします。なお、中間点呼の必要のない運行（1 泊 2 日運行以下）のみの営業所では、中間点呼欄の無い点呼記録簿を使用して構いません。いずれも(公社)長野県トラック協会のホームページ（http://www.naganota.or.jp）に掲載してありますので、ダウンロードしてご活用下さい。

【中間点呼欄有り】

点　呼　記　録　簿

平成　年　月　日（　）　天候：

（会社名）　営業所

	統括運行管理者	運行管理者	補助者

運転者名（車両番号）	乗務前点呼								中間点呼							乗務後点呼								
	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	酒気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	日常点検の状況	その他必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	酒気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	その他必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	酒気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	自動車・道路・運行の状況	交替運転者に対する通告	その他必要な指示事項	点呼執行者
（　）	：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無				月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					
（　）	：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無				月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					

【中間点呼欄無し】

点　呼　記　録　簿

平成　年　月　日（　）　天候：

（会社名）　営業所

	統括運行管理者	運行管理者	補助者

運転者名（車両番号）	運行内容（行先、荷主名等）	乗務前点呼								乗務後点呼							
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	疾病疲労等の状況	日常点検の状況	指示事項・その他必要な事項	点呼執行者	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯びの有無	自動車・道路・運行の状況	交替運転者に対する通告	その他必要な事項	点呼執行者
（　）		：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無				
（　）		：	対面 電話 （　）	有・無	有・無					月　日 ：	対面 電話 （　）	有・無	有・無				

３. アルコール検知器の保守管理

運行管理者の業務として、「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が規定されています。「常時有効に保持」とは、アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持することをいい、アルコール検知器メーカーが定めた取扱説明書に基づいて使用し、管理し、保守するとともに以下の方法を用いて定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければなりません。また、アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあては、以下の方法を用いて運転者の出発前に確認させるようにしなければなりません。

Ａ．**毎日確認すべき事項**

①アルコール検知器に電源が確実に入ること。

②アルコール検知器に損傷がないこと。

Ｂ．**少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項**

①確実に酒気を帯びていない者が、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。

②洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧したうえで、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

４. 点呼記録簿の保存期間

１年間です。

根拠法令

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条（点呼等）

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号／平成 15 年 3 月 10 日）

アルコール検知器に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　アルコール検知器の測定数値を点呼記録簿に記載する必要がありますか？

Ａ：測定数値を記載する必要はありません。点呼記録簿への記載はアルコール検知器の使用の「有・無」、および酒気帯びの「有・無」の記載のみで差し支えありません。

Ｑ２　アルコール検知器の測定結果が記録紙に印字できなければいけませんか？

Ａ：印字できる必要はありません。

Ｑ３　アルコール検知器の取扱説明書に「０．０５未満は０と表示します」と記載されていますが、使用して問題ありませんか？

Ａ：問題ありません。

Ｑ４　アルコールの数値ではなく、赤・黄・緑などのランプで表示するものでも問題ありませんか？

Ａ：問題ありません。

Ｑ５　泊を伴う運行の場合、電話点呼をしなければなりませんが、その際のアルコール検知器の使用はどのようにすればよいですか？

Ａ：電話点呼の際は、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させ、点呼時に使用させる必

要があります。

Ｑ６　電話点呼の際、運転者はアルコール検知器の測定結果をどのような方法で運行管理者に伝ればよいですか？

Ａ：電話点呼の際、アルコール検知器使用の「有・無」、および酒気帯びの「有・無」について運転者が点呼執行者に口頭で伝えて下さい。

Ｑ７　アルコール検知器の毎日及び毎週の点検について、実施状況を記録しておく必要がありますか？

Ａ：記録する必要はありません。

Ｑ８　アルコール検知器について、他の事業者又は他の営業所のものを使用して問題ありませんか？

Ａ：アルコール検知器は原則として点呼を受ける運転者が所属する営業所のものに限ります。ただし、「受委託（共同）点呼」、および一定の条件下においては同一事業者他営業所のアルコール検知器の使用が認められています。

Ｑ９　アルコール検知器に自動車に備え付けられたアルコール検知器（アルコールインターロック装置）は含まれますか？

Ａ：アルコールインターロック装置も含まれます。

［長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関作成］